

はじめに

2012年12月の「消費者教育の推進に関する法律」（以下「消費者教育推進法」という）の施行を受け、県では、2014年3月に「やまなし消費者教育推進計画」を策定し、さらに2016年3月にはこの計画を包含した「山梨県消費者基本計画」を策定しました。

この基本計画においては、4つの基本方針の1つに「消費者教育の推進」を挙げ、ライフステージや、学校や地域などの場の特性に応じて体系的に消費者教育を推進することとしています。

学校教育の中で、発達段階に応じた消費者教育の推進にあたり、2014年度は小学校における消費者教育の推進の手引きとして、「はじめての消費者教育～小学校における指導のために～」を、そして2015年度は「消費者市民社会をつくる～中学校・高等学校における消費者教育のために～」を作成しました。

この冊子が中学校・高等学校における消費者教育の推進に役立てば幸いです。

冊子の使い方

この冊子は、先生方が消費者教育を進めるときの取り組みの視点を示し、家庭科、社会科、総合的な学習の時間、特別活動などの教科・領域で、「幅広く活用できる」「すぐに使える」教材を目指して作成しました。

この冊子の本文やワークシート、資料などは、山梨県県民生活センターのwebサイト「やまなしの消費者教育」に掲載し、すべてダウンロードできます。また、その内容は、随時更新していく予定です。

- (例) ・ワークシート → 印刷して生徒に配布（編集可能）
・資料 → 拡大してパネル資料、ワークシートへの貼付

この教材を使った実践例やご意見・ご感想などを、県民生活センターにお寄せください。今後の掲載内容の更新に反映させ、さらに授業づくりに役立つ教材となるように充実していきたいと考えています。

私たちは、山梨県の県獣“カモシカ”と、
県鳥“ウグイス”、武田信玄に因んで、

かもしかくん
うぐいすちゃん
シンゲンくん

と名付けられ、この冊子のキャラクターとして登場します。
よろしくお願ひします。



うぐいすちゃん



かもしかくん



シンゲンくん

消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、**消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利である**ことを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め並びに国及び**地方公共団体の責務等**を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

（基本理念）

第3条 消費者教育は、**消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること**を旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第9条第2項第3号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

「消費者教育を受ける権利」は、消費者基本法第2条「消費者の権利」の中で明示されています。（本冊子 p.5 参照）

県民生活センター、教育委員会その他の関係機関の緊密な連携の下、消費者教育推進のための施策を策定・実施する責務が、山梨県にはあります。

消費者教育の定義です。「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と同時に、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」を含む教育活動でもあると併記されています。

本法のキーワードである「消費者市民社会」を定義した重要な条文です。（本冊子 p.4 参照）

第3条では、消費者教育を推進していく上での基本的な考え方が7項目、示されています。

修得した知識を活用して、日常の消費者行動に活かせる実践的な能力の育成が重要です。

「消費者教育の体系イメージマップ」を参考にして、消費者教育を実施します。（本冊子 p.64 参照）

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

第2条で述べている消費者市民社会の形成への参画を促すために、この条文にある視点に立った情報提供を行うことが重要です。

「山梨県消費者基本計画」の概要（抜粋）

計画の策定

〈趣旨〉

様々な主体との連携・協働の下、消費者施策を総合的に推進するため、消費者教育推進法に基づく「やまなし消費者教育推進計画」(H26～H29年)を包含した基本計画を新しく策定。

〈計画の期間〉

平成28年度～平成32年度（5年間）

基本方針4 消費者教育の推進

- (1) ライフステージや、学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
- (2) 消費者教育の人材（担い手）の育成
- (3) 関連する教育との連携

県民生活センターを消費者教育推進の拠点とした学校教育・地域・職域との緊密な連携・協働

